

事務連絡  
令和3年3月26日

各務原市内の入所・入居系高齢者施設 管理者各位

各務原市健康福祉部介護保険課長  
健康管理課長

入所・入居系高齢者施設向け  
新型コロナウイルスワクチン事前送付希望リストの提出について（依頼）

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、市では、65歳以上の高齢者へのワクチン接種の実施にあたり、岐阜県の方針に基づき、クラスター防止の観点から、高齢者施設の入所者等に対し先行して接種を行います。

つきましては、ワクチン接種のために必要な「接種券」を、貴施設入所者へ先行して送付（住民票住所地へ送付）する必要がありますので、下記の要領に基づき、貴施設入所者のリストをご提出いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明点等がございましたら、下記担当者までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. リストの作成

接種券事前送付希望者リスト（様式1）

2. 提出方法・提出期限

■提出方法：メールに様式を添付、またはFAXにてご提出ください。

（できる限りメールでの提出をお願いいたします。）

■提出先：メール：kaigo@city.kakamigahara.lg.jp

FAX：058-383-6365

■報告期限：令和3年4月9日（金）17:00

期限が短く大変申し訳ありませんが、ご協力よろしくお願いいたします。

3. その他お送りする書類・様式

(1) 施設入所者に対する新型コロナワクチン接種について（依頼文書1）

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種券送付先変更依頼書（別紙）

(3) 新型コロナワクチン接種の予診票（参考1）

(4) 新型コロナワクチン予防接種についての説明書（参考2）

(5) 新型コロナワクチンを受けた後の注意点（参考3）

(6) 血をサラサラにする薬を飲まれている方へ（参考4）

(7) 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ（参考5）

#### 4. 今後の流れ

※本文書4ページのフロー図「施設入居者接種までの全体の流れ」もご参照ください。

##### ① 施設入所者または家族へのお知らせ〔4月7日（水）頃まで〕

施設入所者の住民票所在地が市内か市外によって対応が異なります。ご確認の上、ご対応をお願いいたします。

≪市内に住民票所在地がある施設入所者≫

- ・接種券事前送付リストを作成するための個人情報の提供等について、入所者または家族にご確認いただく必要があります。
- ・「施設入所者に対する新型コロナワクチン接種について（依頼文書1）」を参考にさせていただき、以下の点について、入所者または家族にお知らせを行ってください。

##### 【入所者または家族にお知らせいただきたいこと】

- ・クラスター防止の観点から、高齢者施設の入所者及び従事者に優先してワクチン接種が行われます。
- ・ワクチンの接種には、住民票所在地の市町村が発行する「接種券」が必要です。接種券は、一般の高齢者より先に、施設内での接種を希望される入所者の皆様へ送付されます。
- ・施設内での接種を希望される入所者へ先に接種券を送付するために、希望者の情報を施設から市へ提供する必要があります。
- ・接種を希望される方へは、接種券、予診票、案内文書が届きます。これらは原則、住民票所在地の住所に送付されます。やむを得ない事情で住民票所在地以外の住所へ接種券の送付を希望される方は、市へ「送付先変更依頼書（別紙）」を提出していただく必要があります。
- ・接種券と共に届く予診票は、「新型コロナワクチン接種の予診票（参考1）」と同じものです。本人の意思確認が難しい場合等は、あらかじめ予診票を施設から家族へ送付することも可能です。
- ・家族に予診票へ事前に記入をいただき、接種日までに施設が回収する必要があります。

≪市外に住民票所在地がある施設入所者≫

- ・住民票がある市町村から接種券が送付されますが、市町村により発送時期が異なります。
- ・家族等が住民票所在地の市町村へ連絡し、接種券を発送してもらうよう依頼する必要がありますので、入所者または家族にお知らせください。

##### ② 接種券事前送付リスト（様式1）の提出〔4月9日（金）まで〕

- ・施設での接種を希望される方の中で、各務原市に住民票があり、市への個人情報の提供に同意された方を記入してください。

### ③ 入所者への説明、同意確認〔接種日まで〕

- ・ワクチンの接種について、本人や家族に説明を行ってください。
- ・説明の際は、厚生労働省ホームページに掲載の資料(参考1~4)をご活用ください。また、市作成の「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ(参考5)」も状況に応じてご活用ください。
- ・本人の意思確認が難しい場合であっても、家族や、嘱託医等の協力を得ながら意思確認を行い、接種についての同意を確認できた場合には接種が可能です。
- ・接種の同意取得は、「新型コロナワクチン接種の予診票(参考1)」を用いて、接種日までに行ってください。(予診票内に、接種に関する同意の署名欄があります。)

### ④ 入所者の接種券到着確認、予診票等の取りまとめ〔接種日まで〕

- ・「様式1」のリストに載っている方で、4/15以降に接種券がまだ届かない方については確認を行ってください。
- ・予診票の記入がお済みかどうかご確認ください。
- ・施設内で接種を受ける場合、接種時に接種券や予診票が必要となりますので、取りまとめをお願いします。

### 5. その他事前確認が必要なこと

- ・施設内で接種を行う場合は、施設の医師(または嘱託医、かかりつけ往診医、協力医)等と、接種場所、副反応による体調変化についての対応、ワクチンの必要個数、1回目と2回目の接種日(何班に分けて接種するか等)などを調整してください。

### 6. 接種後

- ・接種者の体調に変化がないか確認してください。特に、副反応による体調の変化に留意し、応急対応が可能な状態で観察するほか、事前に施設内で連絡体制を確保し、施設の医師(または嘱託医、かかりつけ往診医、協力医)等とも連携を図ってください。

※高齢者施設の従事者への接種体制につきましては、また追ってご連絡させていただきます。

以上

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係(担当:大丸・荻)  
電話 058-383-2067(直通) FAX 058-383-6365(代表)  
Eメール kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp(代表)

# 施設入居者接種までの全体の流れ

